

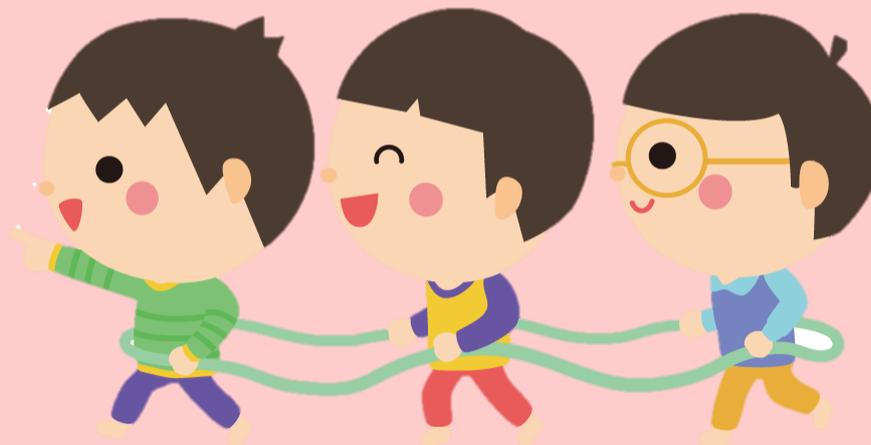
第2期

長島町

子ども・子育て

支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月  
鹿児島県 長島町

# 1

## 計画の概要



### 計画策定の背景

- わが国では、近年、急速な少子・高齢化により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの課題が深刻さを増し、社会・経済へも影響を与えています。
- 国においては、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」を平成27年4月スタートさせました。
- 近年においても、国は待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の実施や、令和元年10月からは、「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、更なる総合的な少子化対策を推進しています。
- 本町では、今般、第1期長島町子ども・子育て支援事業計画が令和元年度末で終了することから、計画の見直しが必要になりました。

### 計画の位置づけ

- 「長島町総合計画」の分野別計画
- 「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画を包括
- 「新・放課後子ども総合プラン」に関する計画を包括

### 計画の期間

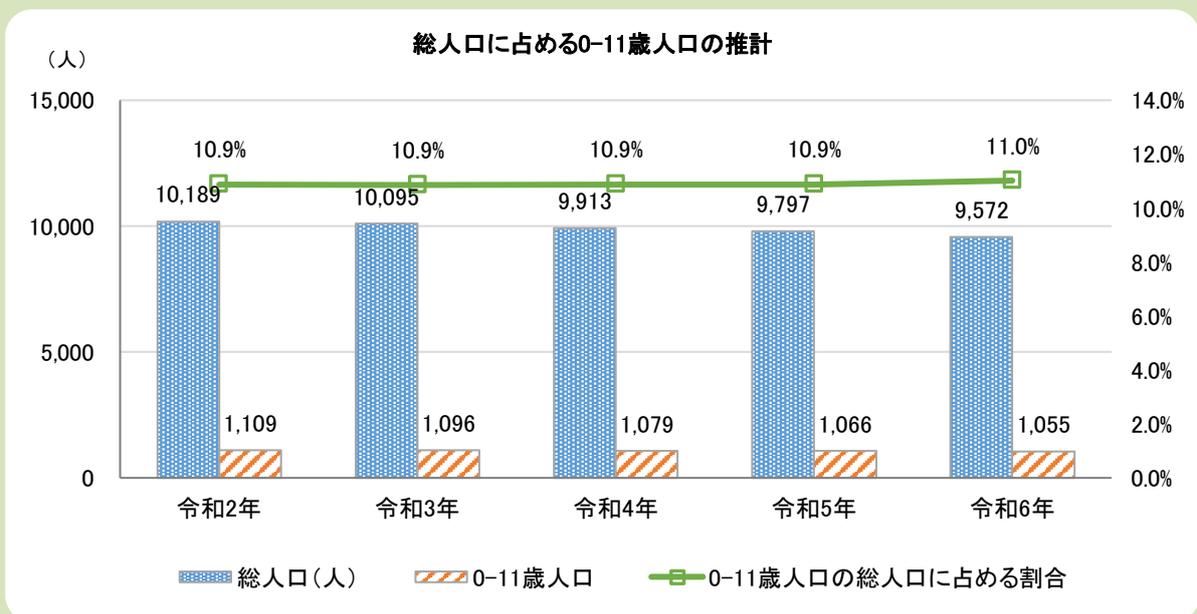
- 令和2年度から令和6年度までの5箇年

### 計画の対象

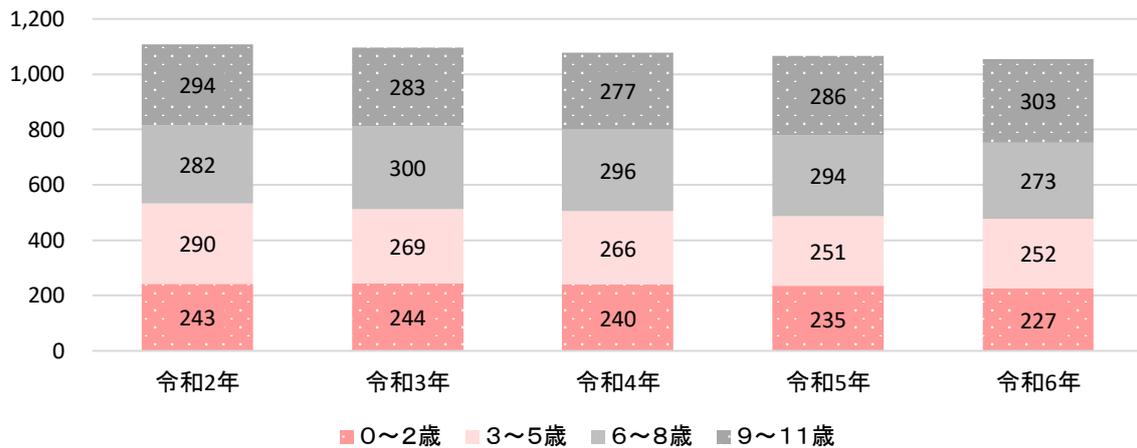
- 生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの概ね18歳までの子ども・青少年とその家庭

# 2

## 長島町の子ども・子育てを取り巻く状況



子どもの人口推計



3

計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこととしています。

本町においては、長島町の優れた特性である恵まれた自然などの社会資源を有効に活用するとともに、産業・文化を大きく躍動させることにより、うるおいに満ちたまちづくりを進めています。

今後においても、結婚や出産、仕事に楽しみや希望を感じながら安心して生活ができる地域社会を築いていくとともに、生まれてくる子どもたちが家庭や地域に心から祝福され、すべての人が子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができるまちをめざし、本計画における基本理念を引き続き、次のとおりとします。

夢と活力があり安心して子育て・子育てができるまち



**施策目標① 質の高い教育・保育の総合的な提供**

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ、調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

**施策目標② 子どもの健やかな成長に向けた支援**

親が安心して子どもを生み、また全ての子どもの健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・育児の推進や子育てで不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

**施策目標③ 地域における子育て支援の充実**

子どもの幸せを第一に考えて、全ての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

**施策目標④ 職業生活と家庭生活の両立**

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりに努めます。

**施策目標⑤ 子どもの権利を尊重する社会（児童虐待防止対策の充実）**

子どもの権利が尊重される社会づくりのため、子ども子育てに携わる人はもちろんのこと、すべての町民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

一人一人の子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、児童の権利擁護、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止対策の強化に努めます。

**施策目標⑥ 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備**

核家族化や都市化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

子どもと子育てを行う保護者が、安全かつ安心して快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができるまちを整備します。

**施策目標⑦ 子どもの貧困対策の推進**

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育・保育の機会均等を図ることが重要です。

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や日常生活の支援、さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策の総合的な推進に努めます。



子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づき策定されたものであり、平成27年4月から施行されました。

### 新制度の内容

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
  - 幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。
- 2 保育の量的拡大・確保，教育・保育の質的改善
  - 市町村は，待機児童解消を計画的に進め，国もこれを支援します。
  - 新たに，少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。
  - 身近な地域での保育機能を確保します。
  - 地域の多様な保育ニーズに対応します。
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実
  - 地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。



### 子ども・子育て支援給付

#### 施設型給付費

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

#### 地域型保育給付費

- 小規模保育  
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育  
(保育者の居宅などにおいて保育を行います。  
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育  
(子どもの居宅において保育を行います)
- 事業所内保育  
(事業所内の施設などにおいて保育を行います)

#### 施設等利用給付費

- 幼稚園(未移行)
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

#### 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から中学校修了前の児童を養育している保護者などに手当を支給します。

### 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③放課後児童健全育成事業  
(放課後児童クラブ)
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業
- ⑦一時預かり事業
- ⑧地域子育て支援拠点事業
- ⑨病児保育事業
- ⑩子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑪妊婦健康診査
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業



## 6

## 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

## ◆ 認定区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	



1号認定+2号認定(教育二一ズ)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み【人】	68	73	73	71	71
②確保方策(利用定員数)【人】	140	150	150	150	150
③過不足(②-①)【人】	72	77	77	79	79

2号認定(保育二一ズ)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み【人】	211	195	182	171	172
②確保方策(利用定員数)【人】	189	179	179	179	179
③過不足(②-①)【人】	-22	-16	-3	8	7

3号認定(0歳児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み【人】	41	41	40	38	37
②確保方策(利用定員数)【人】	35	35	35	35	35
③過不足(②-①)【人】	-6	-6	-5	-3	-2

3号認定(1-2歳児)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み【人】	130	130	129	127	123
②確保方策(利用定員数)【人】	118	118	118	118	118
③過不足(②-①)【人】	-12	-12	-11	-9	-5

<b>利用者支援事業</b>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(箇所)	現在,実施していませんが,今後においては,必要に応じて検討を行います。				
<b>地域子育て支援拠点事業</b>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人)	3,105	3,118	3,067	3,000	2,900
施設数(箇所)	1	1	1	1	1
<b>乳児家庭全戸訪問事業</b>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人)	78	78	76	73	70
<b>子育て短期支援事業(ショートステイ)</b>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人日)	現在,実施していませんが,今後においては,必要に応じて検討を行います。				
確保方策(箇所)					
<b>子育て援助活動支援事業</b>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人日)	現在,実施していませんが,今後においては,必要に応じて検討を行います。				
確保方策(箇所)					
<b>一時預かり事業【幼稚園等】</b>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人日)	2,941	2,728	2,698	2,546	2,556
施設数(箇所)	1	1	1	1	1
<b>一時預かり事業【保育所等】</b>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人日)	現在,実施していませんが,今後においては,必要に応じて検討を行います。				
施設数(箇所)					
<b>延長保育事業</b>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人)	27	26	25	24	24
施設数(箇所)	4	4	4	4	4
<b>病児保育事業</b>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人日)	現在,実施していませんが,今後においては,必要に応じて検討を行います。				
施設数(箇所)					
<b>放課後児童健全育成事業</b>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人日)	185	185	185	185	185
施設数(箇所)	6	6	6	6	6
<b>養育支援訪問事業</b>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(人日)	26	26	25	24	23

※子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業,実費徴収に係る補足給付を行う事業,多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は未掲載



## 第2期長島町子ども・子育て支援事業計画

### 概要版

令和2年3月

---

編集・発行 長 島 町（福祉事務所）  
〒899-1498 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 1875 番地 1  
TEL 0996-86-1111

---